佐賀県訓令甲第８号

本　　　庁
現　地　機　関

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成29年10月５日

佐賀県知事　山　口　祥　義

（佐賀県文書規程の一部改正）

第１条　佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（定義） **第２条**　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)　略 (4)　課　事務局、組織規則第３条第１項及び第３項から第５項まで並びに第４条第２項に規定する課及びセンターをいう。 (5)～(7)　略 (8)　課長　課の長（事務局長を除く。） (9)～(22)　略 （決裁区分の表示） **第22条**　起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、次長専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙₂」、推進監専決事項<u>及び</u>課長専決事項については「丁」、室	（定義） **第２条**　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)　略 (4)　課　事務局、組織規則第３条第１項及び第３項から第５項まで並びに第４条第２項に規定する課及びセンター<u>並びに調整監からなる組織</u>をいう。 (5)～(7)　略 (8)　課長　課の長（事務局長を除く。）<u>及び調整監をいう。ただし、調整監は、調整監からなる組織が置かれた場合に限る。</u> (9)～(22)　略 （決裁区分の表示） **第22条**　起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、次長専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙₂」、推進監専決事項<u>、</u>課長専決事項<u>及び調整監専決事項</u>につ

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、マネージャー専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁$_2$」、係長専決事項については「丁$_3$」の表示をしなければならない。

別表第２（第23条関係）
文書発信者名
１　本庁
<table><tr><th>区分</th><th>発信者名</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>17～19　略</td><td>推進監又は課長（室長の専決に係る文書にあっては室長）</td></tr></table>２　略</td><td>いては「丁」、室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、マネージャー専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁$_2$」、係長専決事項については「丁$_3$」の表示をしなければならない。

別表第２（第23条関係）
文書発信者名
１　本庁
<table><tr><th>区分</th><th>発信者名</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>17～19　略</td><td>推進監、課長（室長の専決に係る文書にあっては室長）又は調整監</td></tr></table>２　略</td></tr>
</table>

（佐賀県本庁決裁等規程の一部改正）

第２条　佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（副知事等の専決） **第５条**　略 ２　略 ３　次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のう	（副知事等の専決） **第５条**　略 ２　略 ３　次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のう

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
ち、部長が定めるものを専決することができる。
(1)～(7)　略

(8)　略
４～７　略
（部長等の代決者）
第11条　略
２～５　略
６　次長又は副部長が専決することができる事務について、次長又は副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長又は室長がその事務を代決することができる。
７・８　略

別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>事務の種類</th><th>事務委任先</th><th>委任する事務の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">旅行命令に関する事務</td><td>副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、次長、副部長、副局長、政策総括監、課長及び出納局長</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>年次休暇等</td><td>副知事、会計管理者、部</td><td>略</td></tr>
</table>
</td><td>
ち、部長が定めるものを専決することができる。
(1)～(7)　略
(8)　調整監
(9)　略
４～７　略
（部長等の代決者等）
第11条　略
２～５　略
６　次長又は副部長が専決することができる事務について、次長又は副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長、調整監又は室長がその事務を代決することができる。
７・８　略
９　調整監が専決することができる事務について、調整監が不在のときは、政策部長があらかじめ指名する副部長がその事務を決裁するものとする。
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>事務の種類</th><th>事務委任先</th><th>委任する事務の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">旅行命令に関する事務</td><td>副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、次長、副部長、副局長、政策総括監、課長、調整監及び出納局長</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>年次休暇等</td><td>副知事、会計管理者、部</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

改正前			改正後		
の願の処理に関する事務	長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、次長、副部長、副局長、政策総括監、課長及び出納局長		の願の処理に関する事務	長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、次長、副部長、副局長、政策総括監、課長<u>、調整監</u>及び出納局長	
	略			略	
週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、次長、副部長、副局長、政策総括監、課長及び出納局長	略	週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、次長、副部長、副局長、政策総括監、課長<u>、調整監</u>及び出納局長	略
	略			略	
略			略		
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、次長、副部長、副局長、政策総括監、課長及び出納局長	略	休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、次長、副部長、副局長、政策総括監、課長<u>、調整監</u>及び出納局長	略
	略			略	
宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、次長、副部長、副局長、政策総括監、課長及び出納局長	略	宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、次長、副部長、副局長、政策総括監、課長<u>、調整監</u>及び出納局長	略
	略			略	

附　則

この訓令は、平成29年10月６日から施行する。